

令和6年第5回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和6年5月17日（金）9時30分開始

2 会 場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小 西 啓 二	出席
1 番	池 田 良 枝	出席
2 番	中 田 美 穂	出席
3 番	小 城 和 之	出席
4 番	市 川 洋	出席

4 出席職員

総務学事課長	大 井 一 徳
総務学事課	重 安 千 陽
	丸 茂 宣 潔
	横 峰 路 子
	岡 村 篤 子
生涯学習課長	川 村 恭 彦
生涯学習課	新 畑 房 恵

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、中田委員を指名します。

小西教育長 これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の日程について」を議題とします。今期定例会の会期を本日5月17日一日限りとします。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第10号 令和7年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針の制定について

小西教育長 日程第2「議案第10号 令和7年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 提案理由は、令和7年度より、中学校で使用する教科用図書が変更されることとなっておりますが、公立学校で使用する教科書の採択については、その学校を設置する市町教育委員会に権限があり、適切かつ公平な採択を確保するため、県が4月24日に制定した基本方針に基づいた大竹市の基本方針を制定する必要があるため、議案としております。

あわせて、小中学校の特別支援学級に所属する児童生徒が使用する教科用図

書を、その子の実態に応じて採択するための基本方針を制定するものです。

教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を感じさせることがないように、適切に実施することとあわせ、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要であるため、「1 採択の基本方針」として、「(1) 採択の基本」で、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること、「(2) 適正かつ公正な採択の確保」で、宣伝行為等に左右されず適正かつ公正な採択を行うこと、「(3) 開かれた採択の推進」で、教科書採択において公開する情報について、方針を定めるものです。

次に、「2 方法、組織及び手続き」です。これは、教科用図書を採択するための方法や組織、手続きについて定めるものです。「(1) 中学校用教科用図書について」ですが、アは、採択する教科書について、イは、大竹市教育委員会が採択の責任を明確にするとともに説明責任を果たすための、採択組織や手続きについて定めるものです。採択組織として、(イ) 教育委員会 (ウ) 選定委員会 (エ) 調査員を定めます。「(イ) 教育委員会」は、採択に関する方針を定め、選定委員会に諮問し、答申をうけ審議及び採択を行います。「(ウ) 選定委員会」は、調査員へ調査研究の観点を示し、調査報告書により採択する教科書について理由をつけて教育委員会へ答申します。なお、地域の特色や多様な意見を反映させるため、選定委員は有識者や保護者代表で構成されています。

「(エ) 調査員」は、選定委員会から示された観点等に基づき、専門的な視点から調査研究を行い、教科用図書の特徴について意見を付した調査報告書を選定委員に提出します。なお、Cに示してあるとおり、調査報告書を作成した者と、調査報告書をうけて答申を行うものが同一人物であってはならないことから、調査員と選定委員は重複しないこととなっています。

「(2) 小学校用教科用図書」については、原則令和5年度採択の教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなります。「(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」については、特別支援学級に在籍している児童生徒の使用する教科用図書で、その子の実態から検定済教科用図書を使用することが適切でない場合に選定する教科書を採択する方法について定めています。8月の教育委員会定例会において採択していただくこととなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

市 川 委 員 これから教科書会社から教育委員会へ教科書の見本が入ってくると思いますが、教科書会社によっては、その見本が来ない会社もあるのではないかと思います。それは選定外になるのでしょうか。

事 務 局 見本の本がない教科書会社については調査できないということで、調査の対象外としています。

小西教育長 適正かつ公正な採択ということで、例えば選定委員会の方の傍聴や、開示の説明責任ということが言われるわけですが、その辺り具体的にはどのようなになっていますか。

事 務 局 調査員が調査をする場合は公開をしていません。選定委員会も公開はしていま

せんが、議事録については名前を伏せて内容だけ公開しています。教育委員会につきましては昨年（前回）から公開という事になっています。

小西教育長 これからの動きとしては、第1回目の選定委員会を開催し、その後、調査員の研究、協議ということで、これから動いて参ります。最終的には8月16日の教育委員会議で、決定ということになります。これから教科書の見本が来ますので、またしっかり見ていただき、ご意見等をいただければと思います。

事務局 本日基本方針を決定していただいたことにより、本日から採択事務を進めていきます。教科書の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭学習で用いる教科書を決定するという重要な行為ですので、採択権者である教育委員の皆様におかれましては、その判断と責任により綿密な評価検討を踏まえた上で公正性と透明性に疑念を生じさせることがないよう適切に行っていただく必要があります。そのため、文科省の通知文と教科書協会が作成している行動規範を、本日資料として配付していますのでご一読ください。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採択します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第16号 職員の異動について

小西教育長 日程第3「報告第16号 職員の異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和6年5月12日付けで発令した職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第25条第2項の規定により、教育委員会において決定すべきですが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に処理し発令したものです。このたびの人事異動は、総務学事課の坂本孝子副主任が5月12日付けで、総務部総務課付けとなったものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 新しい方が入っていらっしゃるということで、事務局は1人減ということですか。

事務局 この方は、3月に出産され、産後休暇を取られており、この度、産後8週間経過し育児休業がスタートしたので総務課付けとなりました。代替えの職員は4月1日付で、配置されていますので、増減なしということになっています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第 17 号 大竹市指定重要文化財の現状変更に係る大竹市文化財審議会への諮問について
議案第 11 号 大竹市指定重要文化財の現状変更の承認について

小西教育長 日程第 4「報告第 17 号 大竹市指定重要文化財の現状変更に係る大竹市文化財審議会への諮問について」及び日程第 5「議案第 11 号 大竹市指定重要文化財の現状変更の承認について」の 2 件は関連するため、一括しての議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この両件は、大竹市指定重要文化財である、亀居城跡の現状変更に関わるものです。まず、報告第 17 号ですが、令和 6 年 5 月 10 日付けで建設部都市計画課から文化財現状変更承認申請書の提出があったので、大竹市文化財保護条例第 14 条第 3 号の規定に基づいて、大竹市文化財審議会に諮問したことを報告するものです。本来ならば、この教育委員会に事前に議案として承認を頂いた後、諮問をするべきですが、文化財審議会を 5 月 14 日に開催することが決まっており、その後の今年度開催予定が決まっていなかったため、緊急やむを得ないと判断し、教育長において処理を行いました。また、この工事についての経緯を申しますと、令和 5 年 10 月に「天守台の天端が一部崩落して陥没している。また、石垣全体の積み方が悪く緩んでいる。」と亀居城跡を調査に訪れた大学教授から県を通じて指摘をいただきました。指摘を受け、生涯学習課及び亀居公園の管理者である都市計画課で現地確認等を行いました。すぐさま崩壊する恐れはないと思われませんが、石垣内部の状態の確認は必要であると判断し、都市計画課において今年度、石垣の調査等の予算計上を行っています。なお、現在は、崩落の危険性がある箇所を通行止めにして、安全の確保をしています。次に、議案第 11 号ですが、5 月 14 日の文化財審議会においても「調査は必要である」との答申を受けましたので、大竹市文化財保護条例第 10 条の規定に基づき、亀居城跡の石垣内部の状態確認のための現状変更についての承認を求めるものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 大学の先生が調査に来られて「この部分が危ないのではないか」というご指摘を受けたということですが、他の調査で工事までは至らないけれども、報告がある様な事がありましたら教えてください。

事務局 こちらには、昨年の大学教授からの報告しか入ってきていません。昨年、大学教授が、大竹市の亀居城跡を見に来られた際に、石垣の膨らみ、緩みを見られ、上の天端の方にくぼみがあって、陥没を見つけたので県の教育委員会に連絡をされました。その後、こちらに連絡をいただいたので現地の方を確認しました。

小西教育長 こちらからすると非常にありがたいお話です。県教委を通じて、しっかり見た方がよいというご意見をいただき、今回このようになったということですね。

池田委員 他の部分も危ないところがあるのではないかと思います。危惧してしまうところをたまたまその先生が見つけられて、報告を受けたので良かったですが、他のところでも、もしかしたらそういうところがあるかもしれないので今後、

調査をする予定はないのでしょうか。

事 務 局 ご連絡いただいた後、生涯学習課の職員と公園の管理をしている都市計画課の職員が、現地を確認して他にないか実際に回って見えています。見たところ、同様に石垣が緩んでいるようなところは見当たらなかったのですが、公園ですので一般の方が利用されたり、楽しまれたりしますので、公園管理をしている部署にはしっかり管理をお願いしますと申し添えています。

中 田 委 員 石垣の緩みといいますか、見た目だけでは分からない部分が多分あると思います。やはり目視だけで判断するのではなく、これを機に専門の方に見ていただくのが良いのではないですか。もし今後、震災でも起こって崩落してしまったらそれこそ大変な事になります。

小西教育長 その辺りは先程、課長が言ったように、都市計画課と連携を取りながらやって参りたいと思っています。

小 城 委 員 天端のコンクリート1m×1m程度の取り壊し及び復旧ということですが、果たして1m×1mで足りるのかという事と、深さをどこまで調査するのか。それに、これに係る予定経費が適正なのかというところを分かる範囲で結構ですので教えてください。

事 務 局 現在、側面の目視と、上の目視以外は石に挟まれ、コンクリに挟まれ、全く分からないので、一番酷いと思われる所を剥いで中の土が今どのような状態になっているのか、石垣を積んだ時に石垣の中にそれぞれの石が動かないように、小さい石をいっぱい詰めている構造が今機能しているのか、排水に異常がないのかどうか、まず部分的に一番ひどい所で確認をして、今後の方針も含めまた検討していくということの第一段階だと思っていただければと思います。

小 城 委 員 石垣の方は、今回対象ではないかと思います。現状の変更内容および方法は、あくまでも天端のコンクリートの取り壊しと決めた角程度という事なので、その石垣の積み方とかそういったものは、これに含まれているということですか。

事 務 局 まずは上の物を除けて、その中に本来ならばこの天端まできっちり土があった上にコンクリートで蓋をしていたはずですが。でもこのコンクリートが沈んでいるところがありますので、おそらく中の土がどこかに流れているのだろうという推測まではできます。しかし高さが相当あるので、どの時点のどこがというのは分かり辛いです。石垣を見たときに、真ん中あたりに膨らみがあるという事が分かっているので、その辺りまでの内部の状態を確認する模索的な調査という形になります。

小 城 委 員 この1m×1mがそれよりも多くなり、もしくはその他の場所において1m×1mが増えるということもあり得るということですか。

事 務 局 今後の調査次第では可能性としてあります。規模に応じて情報提供させていただくとともに、承認をいただく必要も生じてくるかと思います。

小西教育長 まずは第1回目の調査ということで、この調査を受けてまた次どうしていくかということになるかと思っています。またその時には報告をさせていただきます。

池田委員 内容としては維持工事だけでなく、調査という言葉が必要なのかと思ったのですが、そういう文言をこの中に入れなくても取組を進める事は可能ですか。

事務局 調査については。今回の現状変更した中で目視調査ができるところまで今回の議案として文化財審議会に諮問する手続きと理解していただけたらと思います。今後、物理的に現状変更に及ぶような再調査になるかは、まだ分かりません。分かりましたらまたご報告させていただきたいと思います。

小城委員 9月から来年の3月まで工事ということになっていると思うのですが、その期間は、工事関係者や調査する人と、利用者の住み分けというか通路は分けて、この期間でも、亀居城は上がることができるということでしょうか。

事務局 基本的に亀居城は結構広い城跡、公園になっています。ここの場所が一番上の本丸の天守があるところで天守台になります。そこで実際に作業されるとしても、その周辺に重機を置いて、という事になりますので、この付近で立ち入り禁止は出てくると思います。二の丸や三の丸、他のところは、立ち入りはできていると思っています。実際工事をどのように進めていくかはまだ具体的には聞いておりませんし、まだ業者も決まっていらないので、分かり次第情報提供させていただきたいと思っています。

小西教育長 安全確保についてはしっかりと進めて参りたいと思います。
他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 これをもって質疑を終結します。「報告第17号 大竹市指定重要文化財の現状変更に係る大竹市文化財審議会への諮問について」については、報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。
続いて「議案第11号 大竹市指定重要文化財の現状変更の承認について」を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和6年第5回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時05分】

.....